

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の内容）

第 1 条 甲は、令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務（以下「委託業務」という。）を、別紙「令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務実施仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第 2 条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託の期間）

第 3 条 乙は、この契約を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、_____円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 5 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第 6 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務計画書の提出）

第 7 条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第 1 号）を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

（業務計画の変更）

第 8 条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務計画変更承認申請書（様式第 2 号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、業務計画書の収支予算の支出の部区分欄に掲げる経費の 30% 以内の流用及び甲が軽微なものと認める変更については、この限りではない。

（業務の中止又は廃止）

第 9 条 乙は、委託業務を中止又は廃止しようとするときは、事前に業務中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（業務遅延等の報告）

第 10 条 乙は、委託業務が予定の期間内に完了しない場合又は委託業務の遂行が困難になった場合においては、速やかに、業務遅延等報告書（様式第 4 号）を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

（調査等）

第 11 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務実績報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

(完了検査)

第 13 条 甲は、前条の実績報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に委託業務の完了について検査を行い、委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合するものと認められるときは、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第 14 条 乙は、完了検査の終了後、委託料の支払を業務委託料精算払請求書（様式第 6 号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(前金払)

第 15 条 甲は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、業務委託料前金払請求書（様式第 7 号）により、請求するものとする。

(精算)

第 16 条 委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とする。

2 前項の場合、乙は甲に対し、前金払の額と精算払との差額を甲の指定する日までに返納するものとする。また、委託料により直接的に発生した収入があるときには、甲は乙に対し、返還を命じることができる。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の理事等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第 19 条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(著作権等)

第20条 乙は、委託業務に基づき乙が作成した成果物に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。)について、委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料完納前であっても乙が作成した成果物を無償で利用できるものとする。

3 乙は、成果物に関する著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)について、甲及び甲が利用を認めた者に対し、これを行使しないものとする。

4 第1項の著作権を含む知的財産権及び肖像権等のプライバシーの権利について、第三者から異議の申出等があったときは、乙の責任において解決するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和__年__月__日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県
知事 中村時広

乙 _____

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、業務計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 その他

(別紙)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
委託料		
その他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 収支予算書
- 5 その他

(注) 変更のない事項については、省略することができる。

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務を中止（廃止）したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 収支予算書
- 4 その他

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務遅延等報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務について、予定期間内に業務の完了が困難となったので、委託契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延等の理由
- 2 今後の業務実施予定
- 3 その他

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務について、委託契約書第 12 条の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の実績
- 2 業務の実施期間
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 その他

(別紙)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
委託料				
その他				
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
小 計				
消費税及び地方消費税の額				
合 計				

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務に係る委託料について、委託契約書第 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

	一金	円也
内 訳	委 託 料 金	円也
	前金払受領済額 金	円也
	今 回 請 求 額 金	円也

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度えひめこどもの城酷暑対策業務に係る委託料について、委託契約書第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一 金				円也
内 訳	委 託	料 金		円也
	前金払受領済額	金		円也
	今 回 請 求 額	金		円也
	残 額	金		円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。